



鳥取県公報

平成 29 年 8 月 18 日 (金)
第 8 9 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (535) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (536) (〃) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (537) (障がい福祉課) 3
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (538) (医療政策課) 3
	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正 (2 件) (539・540) (労働政策課) 3
	公共測量の実施 (541) (県土総務課) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (542) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	採石法による採取計画の認可の公表 (543) (西部総合事務所米子県土整備局) 5
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (6) 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 6

告 示

鳥取県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称(氏名)	所在地(住所)	指定年月日
スマイル歯科・矯正歯科クリニック	鳥取市吉成南町一丁目7	平成29年8月1日

鳥取県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック訪問リハビリテーション	米子市河崎580	訪問リハビリテーション	平成17年5月1日
"	"	"	米子市河崎555-2	"	平成29年5月1日
"	"	介護予防訪問リハビリテーションゆうとびあ	米子市河崎581-3	"	"

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック訪問リハビリテーション	米子市河崎580	介護予防訪問リハビリテーション	平成18年4月1日
"	"	介護予防訪問リハビリテー	米子市河崎555-2	"	平成20年6月1日

		ションゆうと ぴあ			
〃	〃	真誠会セント ラルクリニック 訪問リハビリ テーション	〃	〃	平成 29 年 5 月 1 日
〃	〃	介護予防訪問 リハビリテー ションゆうと ぴあ	米子市河崎 581 - 3	〃	〃

鳥取県告示第 537 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 8 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社ライフデザイン	鳥取市立川町六丁目 207	きずな訪問看護リハビリステーション	鳥取市立川町六丁目 207	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成 29 年 8 月 10 日
株式会社オクト	米子市富益 8	すまいる訪問看護リハビリステーション	米子市両三柳 693 - 3	育成医療、更生医療	平成 29 年 9 月 1 日

鳥取県告示第 538 号

鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県在宅医療情報発信事業プロポーザル審査会	鳥取県在宅医療情報発信事業の受託者の選定に関する事項	平成 29 年 8 月 18 日から 同年 10 月 26 日まで	健康医療局医療政策課

鳥取県告示第 539 号

平成 22 年鳥取県告示第 190 号（技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

平成 29 年 8 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
1・2 略	1・2 略
<u>3</u> <u>2</u> にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種	

のうち 2 級及び 3 級に該当するものを受検する 35 歳未満の者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	4,100円
機械検査、婦人子供服製造	5,900円
上記以外	8,900円

4 2 及び 3 にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち 2 級及び 3 級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額	
	35歳未満の者	その他の者
機械検査（2 級に限る。）	2,900円	11,900円
機械検査（2 級を除く。）	2,900円	9,900円
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	2,900円	11,900円

備考 1・2 略

3 「35歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 35 歳に達していない者

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

3 2 にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち 2 級及び 3 級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額
機械検査	5,000円
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	6,000円

備考 1・2 略

鳥取県告示第 540 号

平成 22 年鳥取県告示第 190 号（技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

平成 29 年 8 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>1 略</p> <p>2 技能検定試験の 1 級、2 級、3 級、単一等級及び基礎級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p>3・4 略</p> <p>備考 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 技能検定試験の 1 級、2 級、3 級、単一等級、基礎 1 級及び基礎 2 級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p>3・4 略</p> <p>備考 略</p>
--	--

鳥取県告示第541号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年 8 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（1 級、3 級基準点測量 2 級水準測量）
- 2 作業期間 平成29年 8 月 9 日から平成30年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域 天神川、三徳川、小鴨川、国府川 河川直轄管理区間

鳥取県告示第542号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年 8 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社エヌ・キッチン	米子市三旗町6-5	ひとの和	米子市三本松二丁目14-8	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型	平成 29 年 8 月 9 日

鳥取県告示第543号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成29年 8 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社日吉津土建	西伯郡日吉津村大字日吉津	西伯郡伯耆町二部字福園ノ二198-1 外	風化花崗岩（122,060立方メートル）	平成29年 7 月 28 日から	平成29年 7 月 28 日

代表取締役 松本 吉弘	199-6	54筆 (62,030立方メ ートル)	平成34年4 月6日まで
----------------	-------	------------------------	-----------------

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成29年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成29年8月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1) 略 (2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町日田の南大口頭首工より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路 (3) 略 <u>(4) 八頭郡八頭町日田の八東川の日田水門から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> 2～4 略	1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1) 略 (2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 2～4 略

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）